

# 立志社 東洋大日本国国憲按 (案)

## 第 1 編 国家大則及権限

### 第 1 章 国家ノ大則

### 第 2 章 国家ノ権限

## 第 2 編 聯邦大即及権限竝ニ各州ト相關スル法

### 第 1 章 聯邦ノ大即

### 第 2 章 聯邦ノ権限竝ニ各州ト相關スル法

## 第 3 編 各州ノ権限及聯邦ト相關スル法

## 第 4 編 日本国民及日本人民ノ自由權利

## 第 5 編 皇帝貴族及摂政

### 第 1 章 皇帝ノ威嚴

### 第 2 章 皇帝ノ権限

### 第 3 章 皇帝及皇帝ノ繼承

### 第 4 章 皇帝ノ即位

### 第 5 章 皇帝ノ婚姻

### 第 6 章 皇帝ノ歳俸

### 第 7 章 皇帝ノ年齢

### 第 8 章 摂政

### 第 9 章 皇族

## 第 6 編 立法権ニ關スル諸規則

### 第 1 章 立法権ニ關スル大則

### 第 2 章 立法権ノ権限

### 第 3 章 立法議員権力

### 第 4 章 議員選挙及び被非選挙ノ法

### 第 5 章 議員ノ任期

### 第 6 章 議員償給費

### 第 7 章 議員ノ制限

### 第 8 章 立法會議ノ時日

### 第 9 章 立法會議閉収散

### 第 10 章 會議ノ規則

### 第 11 章 立法院ノ決議ヲ国法ト為スニ就テ皇帝ト相關スル規則

## 第 7 編 行政権ニ關スル諸則

### 第 1 章 行政権ニ關スル大則

### 第 2 章 行政官

### 第 3 章 行政府

### 第 4 章 統計局

## 第 8 編 司法権ニ關スル大即

### 第 1 章 司法権ニ關スル大即

### 第 2 章 法官

### 第 3 章 法

### 第 4 章 裁判

### 第 5 章 高等法院

## 第 9 編 土地

## 第 10 編 租税

## 第 11 編 国金

## 第 12 編 財政

## 第 13 編 會計

## 第 14 編 用軍兵

[第15編 外国人帰化](#)

[第16編 特法](#)

[第17編 鉄道電信陸路水利](#)

[第18編 憲法改正](#)

[附則](#)

日本国憲案

第1編 国家大則及権限

第1章 国家ノ大則

第1条 日本国ハ日本国憲法ニ循テ之ヲ立テ之ヲ持ス

第2条 日本国ニ一立法院一行政府一司法庁ヲ置ク憲法其規則ヲ設ク

第2章 国家ノ権限

第3条 日本ノ国家ハ国家政府ヲ達成センカ為メニ必要ナル物事ヲ備フルヲ得

第4条 日本国ハ外国ニ対シテ交際ヲ為シ条約ヲ結ブヲ得

第5条 日本国家ハ日本各人ノ自由權利ヲ殺滅スル規則ヲ作りテ之ヲ行フヲ得ス

第6条 日本国家ハ日本国民各自ノ私事ニ干渉スルコトヲ施スヲ得ス

第2編 聯邦ノ大則及権限並ニ各州ト相關スル法

第1章 聯邦ノ大即

第7条 日本 武蔵州 山城州 大和州 和泉州 摂津州 伊賀州 伊勢州 志摩州 尾張州 三河州 遠江州 駿河州 甲斐州 伊豆州 相模州 安房州 上総州 下総州 常陸州 近江州 美濃州 飛騨州 信濃州 上野州 下野州 岩代州 磐城州 陸前州 陸中州 陸奥州 羽前州 羽後州 若狭州 越前州 加賀州 能登州 越後州 越中州 佐渡州 丹後州 但馬州 因幡州 伯耆州 出雲州 石見州 隱岐州 播磨州 美作州 備中州 安芸州 周防州 長門州 紀伊州 淡路州 阿波州 讃岐州 伊予州 土佐州 筑前州 筑後州 豊前州 豊後州 肥前州 肥後州 日向州 大隈州 薩摩州 壱岐州 対馬州 琉球州ヲ聯合シテ日本聯邦トナス

第8条 日本聯邦ニ大政府ヲ置キ聯邦ノ政ヲ統フ

第9条 日本聯邦ハ日本各州ニ対シ其州ノ自由独立ヲ保護スルヲ主トスヘシ

第10条 日本国内ニ於テ未ダ独立ノ州ヲ為サザル者ハ聯邦之ヲ管理ス

第11条 日本聯邦ハ日本各州ニ対シ外国ノ侵寇ヲ防禦スルノ責アリ

第2章 聯邦ノ権限並ニ各州ト相關スル法

第12条 日本聯邦ハ日本各州相互ノ間ニ関シテ規則ヲ立ツルコトヲ得

第13条 日本聯邦ハ日本各州ニ対シテ其一州内各自ノ事件ニ干渉スルヲ得ス其州内郡邑等ノ定制ニ干渉スルヲ得ス

第14条 日本聯邦ハ日本各州ノ土地ヲ奪フヲ得ス其州ノ肯テ諾スルニ非サレハ一州ヲモ廢スルヲ得ス

第15条 憲法ニ非レバ日本諸州ヲ合割スルヲ得ス諸州ノ境界ヲ変スルヲ得ス

第16条 日本国内ニ於テ新ニ州ヲ為スニ就テ日本聯邦ニ合セントスル者アルトキハ聯邦ハ之ヲ妨クヲ得ス

第17条 外国ト諸同盟約ヲ結ブノ権国家ノ体面ヲ以テ諸外国ト交際ヲ為スノ権ハ聯邦ニアリ

第18条 聯邦中ニ用フル度量衡ヲ制定スルノ権ハ聯邦ニアリ

第19条 通貨ヲ造ルノ権ハ聯邦ニアリ

第20条 海關稅ヲ定ルノ権ハ聯邦ニアリ

第21条 宣戰講和ノ権ハ聯邦ニアリ

- 第22条 日本聯邦ハ聯邦ノ管スル処ニ燈船燈台浮標ヲ設クルヲ得同種類ノ者ハ順次揚クルヲ得
- 第23条 日本聯邦ハ駅通ヲ管理スルヲ得
- 第24条 日本聯邦ハ特ニ聯邦ニ関スル事物ノ為メニ諸法律規則ヲ定ムルヲ得
- 第25条 日本聯邦外国貨幣及尺度權衡ノ聯邦内ニ通用スルモノニ価位ヲ定ムルヲ得
- 第26条 日本聯邦ニ常備軍ヲ設置スルヲ得
- 第27条 日本中一州ト一州ト相互ノ間ニ渉ル争訟ハ聯邦之ヲ審判ス
- 第28条 日本各州ト外国使節ト公務ノ往復アルトキハ聯邦行政政府ヲ經由ス

### 第3編 各州ノ權限竝ニ聯邦ト相關スル法

- 第29条 日本各州ハ日本聯邦ノ大ニ抵触スルモノヲ除クノ外皆獨立シテ自由ナルモノトス何等ノ政体政治ヲ行フトモ聯邦之ニ干涉スルコトナシ
- 第30条 日本ノ各州ハ外国ニ向ヒ國家ノ權利体面ニ関シ国土ニ関スル條約ヲ結フコトヲ得ス
- 第31条 日本各州ハ外国ニ向ヒ聯邦竝ニ他州ノ權利ニ関セサル事ニ限り經濟上ノ件警察上ノ件ニ就キ互約ヲ為スヲ得又タ法則ヲ立ツルコトヲ得
- 第32条 日本各州ハ既ニ寇賊ノ來襲ヲ受ケ危害ニ迫ルニアラサレハ戰ヲ為スヲ得ス
- 第33条 日本各州ハ互ニ戰鬪スルヲ得ス争訟アレハ決ヲ連邦政府ニ仰ク
- 第34条 日本各州ハ現ニ強敵ヲ受ケ大乱ノ生シタルカ如キ危急ノ時期ニ際シテハ聯邦ニ報シテ救援ヲ求ルコトヲ得又タ他州ニ向テ応援ヲ請フコトヲ得各州右ノ次第ヲ以テ他州ヨリ応援ヲ請ハレシ時真ニ其危急ニ迫ルヲ知ルトキハ赴援スルヲ得其費ハ聯邦ニ於テ之ヲ弁ス
- 第35条 日本各州ハ常備兵ヲ設置スルヲ得
- 第36条 日本各州ハ護郷兵ヲ設置スルヲ得
- 第37条 日本各州ハ聯邦ノ許免ヲ持タスシテ二州以上互ニ盟約ヲ結フヲ得ス
- 第38条 日本各州ハ二州以上協議ヲ以テ其境ヲ變革スルヲ得又タ其境界ヲ合スルヲ得此事アルトキハ必ズ聯邦ニ通セサルヘカラスルトキハ必ズ聯邦ニ通セサルヘカラス
- 第39条 (欠落)

### 第4編 日本國民及日本人民ノ自由權利

- 第40条 日本ノ政治社会ニアル者之ヲ日本國人民トナス
- 第41条 日本ノ人民ハ自ラ好シテ之ヲ脱スルカ及自ラ諾スルニ非サレハ日本人タルコトヲ削カルハコトナシ
- 第42条 日本ノ人民ハ法律上ニ於テ平等トナス
- 第43条 日本ノ人民ハ法律ノ外ニ於テ自由權利ヲ犯サレサルヘシ
- 第44条 日本ノ人民ハ生命ヲ全フシ四肢ヲ全フシ形体ヲ全フシ健康ヲ保チ面目ヲ保チ地上ノ物件ヲ使用スルノ權ヲ有ス
- 第45条 日本ノ人民ハ何等ノ罪アリト雖モ生命ヲ奪ハレサルヘシ
- 第46条 日本ノ人民ハ法律ノ外ニ於テ何等ノ刑罰ヲモ科セラレサルヘシ又タ法律ノ外ニ於テ趨治セラレ逮捕セラレ拘留セラレ禁錮セラレ喚問セラルハコトナシ
- 第47条 日本人民ハ一罪ノ為メニ身體汚辱ノ刑ヲ再ヒセラルハコトナシ
- 第48条 日本人民ハ拷問ヲ加ヘラルハコトナシ
- 第49条 日本人民ハ思想ノ自由ヲ有ス
- 第50条 日本人民ハ如何ナル宗教ヲ信スルモ自由ナリ
- 第51条 日本人民ハ言語ヲ述フルノ自由權ヲ有ス
- 第52条 日本人民ハ議論ヲ演フルノ自由權ヲ有ス
- 第53条 日本人民ハ言語ヲ筆記シ板行シテ之ヲ世ニ公ケニスルノ權ヲ有ス

- 第54条 日本人民ハ自由ニ集会スルノ權ヲ有ス  
第55条 日本人民ハ自由ニ結社スルノ權ヲ有ス  
第56条 日本人民ハ自由ニ歩行スルノ權ヲ有ス  
第57条 日本人民ハ住居ヲ犯サレサルノ權ヲ有ス  
第58条 日本人民ハ何クニ住居スルモ自由トス又タ何クニ旅行スルモ自由トス  
第59条 日本人民ハ何等ノ教授ヲナシ何等ノ學ヲナスモ自由トス  
第60条 日本人民ハ如何ナル産業ヲ営ムモ自由トス  
第61条 日本人民ハ法律ノ正序ニ抛ラスシテ室内ヲ探檢セラレ器物ヲ開視セラルハコトナシ  
第62条 日本人民ハ信書ノ秘密ヲ犯サレザルベシ  
第63条 日本人民ハ日本國ヲ辭スルコト自由トス  
第64条 日本人民ハ凡ソ無法ニ抵抗スルコトヲ得  
第65条 日本人民ハ諸財産ヲ自由ニスルノ權アリ  
第66条 日本人民ハ何等ノ罪アリト雖モ其私有ヲ沒收セラルハコトナシ  
第67条 日本人民ハ正當ノ報償ナクシテ所有ヲ公用トセラルコトナシ  
第68条 日本人民ハ其名ヲ以テ政府ニ上書スルコトヲ得各其身ノタメニ請願オナスノ權アリ其公立会社ニ於テハ会社ノ名ヲ以テ其書ヲ呈スルコトヲ得  
第69条 日本人民ハ諸政官ニ任セラルハノ權アリ  
第70条 政府國憲ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ從ハザルコトヲ得  
第71条 政府官吏壓制ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得  
政府威力ヲ以テ擅恣暴逆ヲ逞フスルトキハ日本人民ハ兵器ヲ以テ之ニ抗スルコトヲ得  
第72条 政府恣ニ國憲ニ背キ擅ニ人民ノ自由權利ヲ殘害シ建國ノ旨趣ヲ妨クルトキハ日本國民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得  
第73条 日本人民ハ兵士ノ宿泊ヲ拒絶スルヲ得  
第74条 日本人民ハ法廷ニ喚問セラルハ時ニ當リ詞訴ノ起ル原由ヲ聽クヲ得 己レヲ訴フル本人ト對決スルヲ得己レヲ助クル証人及表白スルノ人ヲ得ルノ權利アリ

## 第5編 皇帝及皇族摂政

### 第1章 皇帝ノ特權

- 第75条 皇帝ハ國政ノ為ニ責ニ任セス  
第76条 皇帝ハ刑ヲ加ヘラルハコトナシ  
第77条 皇帝ハ身體ニ屬スル賦税ヲ免カル

### 第2章 皇帝ノ權限

- 第78条 皇帝ハ兵馬ノ大權ヲ握ル宣戰講和ノ機ヲ統ブ他國ノ獨立ヲ認ムルト認メザルトヲ決ス 但シ和戰ヲ決シタルトキハ直ニ立法院ニ報告セザル可ラス  
第79条 皇帝ハ平時ニ在リ立法院ノ議ヲ經スシテ兵士ヲ徵募スルヲ得  
第80条 皇帝ハ外國事務ノ總裁タリ諸外國交官ヲ命スルヲ得外國交際ノ礼ヲナスヲ得 但シ國權ニ關スル條約連盟ハ立法院ノ議ヲ經ルニ非レバ決行スルヲ得ズ  
第81条 皇帝ハ人民ニ勲等賞牌ヲ与フルヲ得ス  
位階ヲ与フルコトヲ得ス  
第82条 皇帝ハ立法院ノ議ニ由ラザレバ通貨ヲ創造若クハ改造スルヲ得ス  
第83条 皇帝ハ立法議會ノ承諾ヲ經テ聯邦ノ罪囚ヲ赦免シ及降減スルコトヲ得  
聯邦規定ノ裁判ヲ他ノ裁判所ニ移シテ復審セシムルコトヲ得  
法司ノ法權ヲ施スヲ沮格スルヲ得ス  
聯邦執政ノ職務罪ニ係ル者ハ聯邦立法院ニ反テ恩赦ヲ与ヘ降減ヲナスコトヲ得ス  
第84条 皇帝ハ立法議會ヲ延引スルヲ得立法院ノ承諾ナクシテ三十日ヲ越ユルコトヲ得ス

- 第85条 皇帝ハ諸兵備ヲ為スヲ得  
第86条 皇帝ハ国政ヲ施行スルカ為メニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得  
第87条 皇帝ハ人民ノ權利ニ係ルコト国家ノ金銭ヲ費スベキコト国家ノ土地ヲ變スベキコトヲ專行スルヲ得ス必ス聯邦立法院ノ議ヲ經ルヲ要ス立法院ノ議ヲ經ザルモノハ実行スルノ効ナシ  
第88条 皇帝ハ聯邦行政府ニ出頭シテ政ヲ秉ル  
第89条 皇帝ハ聯邦行政府ノ長タリ常ニ聯邦行政ノ權ヲ統フ特定ニ定ムル者ノ外聯邦諸行政官吏ヲ命スルヲ得  
第90条 皇帝ハ聯邦司法庁ノ長タリ其名ヲ以テ法權ヲ行フ又法官ヲ命ス  
第91条 皇帝ハ現行ノ法律ヲ廢シ已定ノ法律ヲ格置スルヲ得ス  
第92条 皇帝ハ法ノ外ニ於テ租稅ヲ収ムルヲ得ス  
第93条 皇帝ハ法ノ外ニ於テ立法院ノ議ヲ拒ムヲ得ス  
第94条 皇帝ハ立法議會ト意見ヲ異ニシテ和セザルニ當リ一タヒ其議會ヲ解散スルコトヲ得  
之ヲ解散シタルトキハ必ス3日以内ヲ以テ其旨ヲ各選挙区ニ達シ且人民ヲシテ更ニ議員ヲ撰バシメ必ス60日以内ヲ以テ議會ヲ復開セザル可ラズ一タヒ解散シタル上ニテ復開シタル議會ハ同事件ニ就テ再ヒ解散スルコトヲ得ス  
第95条 立法院ノ議決シタルコトニシテ皇帝之ヲ實施シ難シト為ストキハ議會ヲシテ之ヲ再議セシムルヲ得此ノ如キトキハ皇帝ハ其由ヲ詳説陳弁セザル可ラズ

### 第3章 皇帝及皇帝ノ繼承

- 第96条 日本国皇帝ノ位ハ今上天皇睦仁陛下ニ屬ス  
第97条 今上皇帝陛下位ヲ去レバ陛下ノ正統子孫ニ傳フ若シ子孫ナキトキハ尊族ノ親近ナル者ニ讓ル左ノ次序ニ循フ  
今上皇帝ノ位ハ第1 嫡皇子及其統ニ世伝ス  
第2 嫡皇子及其統ナキトキハ嫡庶子及其統ニ世伝ス  
第3 嫡庶子及其統ナキトキハ庶皇子及其統ニ世伝ス  
第4 以上統ナキトキハ嫡皇女及其統ニ世伝ス  
第5 以上統ナキトキハ庶皇女ニ世伝ス  
第6 若シモ以上ノ嫡皇子孫庶皇子孫及其統ナキトキハ皇帝兄弟姉妹及其統ニ世伝ス  
第8 若シモ皇帝ノ嫡庶子孫兄弟姉妹伯叔父母及其統ナキトキハ立法院ノ議ヲ以テ皇族中ヨリ撰ビ其嗣ヲ定ム  
第98条 帝位繼承ノ順序ハ男ハ女ニ先チ長ハ幼ニ先チ嫡ハ庶ニ先ツ  
第99条 非常特別ノコトアリ帝位繼承ノ順序ヲ變セントスルコトアレバ皇帝ト立法院トノ協議ヲ經テ之ヲ行フベシ

### 第4章 皇帝ノ即位

- 第100条 皇帝ノ即位ハ必ス立法議員列席ノ前ニ於テス

### 第5章 皇帝ノ婚姻

- 第101条 皇帝ノ婚姻ハ必ス立法院ノ議ヲ經ルヲ要ス  
第102条 女帝ノ夫婿ハ王權ニ干涉スルヲ得ス

### 第6章 皇帝ノ歳俸

- 第103条 皇帝ハ年々国庫ヨリ〇〇万円ノ俸ヲ受ク

### 第7章 皇帝ノ年齢

- 第104条 皇帝ノ歳未タ18歳ニ至ラサル内ハ之ヲ未成年ト定ム 18歳ニ及ヘハ之ヲ成年ト定ム

## 第8章 摂政

- 第105条 皇帝未成年ノ間ハ摂政ヲ置ク
- 第106条 皇帝長ク事故アリテ親ヲ政ヲ乗ル能ハサルトキハ摂政職ヲ置ク
- 第107条 皇帝事故アリテ摂政職ヲ置クノ時ニ際シ皇太子成年ナルトキハ皇太子ヲ以テ摂政ニ当ツ
- 第108条 摂政ハ皇帝ノ名ヲ以テ王権ヲ行フ
- 第109条 摂政ハ職制章程ハ立法院ニ於テ之ヲ立定ス
- 第110条 摂政官ハ皇帝又ハ主相之ヲ指名シ立法院之ヲ定ム
- 第111条 皇帝嗣ノ未成年中ニ其位ヲ讓ラントスルノ場合ニ於テハ予メ摂政官ヲ指名シテ立法院ノ議ニ附シ之ヲ定ムルコトヲ得

## 第9章 皇族

- 第112条 皇太子ハ身体ニ関スル賦課ヲ免カル
- 第113条 皇太子ハ年々国庫ヨリ支給ヲ受ク法章之ヲ定ム

## 第6編 立法権ニ関スル諸則

### 第1章 立法権ニ関スル諸則

- 第114条 日本聯邦ニ関スル立法ノ権ハ日本聯邦人民全体ニ属ス
- 第115条 日本聯邦人民ハ皆聯邦ノ立法議政ノ権ニ与カルコトヲ得
- 第116条 日本皇帝ハ日本聯邦立法権ニ与カルコトヲ得
- 第117条 日本聯邦ノ法律制度ハ聯邦立法院ニ於テ立定ス
- 第118条 聯邦立法院ハ全国ニ一ヲ置ク
- 第119条 聯邦立法ノ権ハ限数人代議ノ制ヲ用ヒテ之ヲ行フ

### 第2章 立法院権限

- 第120条 聯邦立法院ハ聯邦ニ関スル租税ヲ定ムルノ権ヲ有ス
- 第121条 聯邦立法院ハ聯邦ノ軍律ヲ定ムルコトヲ得
- 第122条 聯邦立法院ハ聯邦裁判所ノ訴訟法ヲ定ルヲ得
- 第123条 聯邦立法院ハ聯邦ニ関スル兵制ヲ議定スルコトヲ得
- 第124条 聯邦立法院ハ聯邦ノ名ヲ以テ国債ヲ起シ金銭ヲ借り及之ヲ償却スルノ法ヲ立ルコトヲ得
- 第125条 聯邦立法院ハ通貨ニ関スル法律ヲ立ルコトヲ得聯邦ニ対スル国事犯罪律ヲ立ルヲ得
- 第126条 聯邦立法院ハ郵便ノ制ヲ立ルヲ得
- 第127条 聯邦立法院ハ聯邦ノ通貨ヲ増減改造スルノ議ヲ定ルコトヲ得
- 第128条 聯邦立法院ハ聯邦ノ共有物ヲ所置スルヲ得
- 第129条 聯邦立法院ハ聯邦政府ノ保障ヲ為ス銀行会社ノ規則ヲ立ルコトヲ得
- 第130条 聯邦立法院ハ切要ナル調査ニ関シ聯邦ノ官吏ヲ議場ニ提喚スルノ権アリ又聯邦人民ヲ召喚スルノ権アリ又聯邦人民ヲ召喚シテ事情ヲ質スルコトヲ得
- 第131条 聯邦立法院ハ憲法ノ許ス所ノ權利ヲ行フカ為メニ諸規則ヲ立ルヲ得
- 第132条 聯邦立法院ハ外国人并ニ国外ノ者ニ関スル規則ヲ立ツルコトヲ得
- 第133条 聯邦立法院ハ聯邦行政府諸執行ノ職務ニ関スル罪科竝ニ国事犯罪ヲ弾劾論告シ正的ノ法院ニ求刑スルノ権ヲ有ス
- 第134条 聯邦立法院ハ本院議員ノ権任ヲ監査スルノ権アリ
- 第135条 聯邦立法院ハ議員ニシテ其職分ニ関スル命令規則ニ違背スル者ヲ処分スルヲ得
- 第136条 聯邦立法院ハ既往ニ溯ルノ法律ヲ立ルヲ得ス
- 第137条 聯邦立法院ハ外国ト条約ヲ結ビ連盟ヲ為スヲ決定スルノ権アリ 但シ国權ノ独立ヲ失フノ契約ヲナスヲ得ス

第138条 聯邦立法院ハ行政部ニ対シ推問ノ權ヲ有ス

### 第3章 立法議員ノ權力

第139条 聯邦立法議員ハ其職ヲ行フニ附キ發言シタル意見ニ就テ糾治檢索セラルハコトナシ

第140条 聯邦立法議員ハ本院ノ許可ヲ經スシテ開会ノ間並ニ其前後30日間ハ要領ノ為ニ拘引拘留セラルハコトナシ刑事ノ為ニ掌捕セラレルハナシ 但シ現行犯ハ此限ニアラス

### 第4章 議員選挙及被選挙ノ法

第141条 聯邦議員ハ聯邦人民之ヲ直撰ス

第142条 聯邦議員ハ一州各7名ト定ム

第143条 現ニ租税ヲ納メサル者現ニ法律ノ罪ニ服シ居ル者政府ノ官吏ハ議員ヲ選挙スルコトヲ得ス

第144条 現ニ法律ノ罪ニ服シ居ル者政府官吏ハ議員ニ撰挙セラルハコトヲ得ス

第145条 日本各州ハ何レノ州ノ人ヲ撰挙シテ議員トナスモ自由トス

### 第5章 議員ノ任期

第146条 聯邦ノ立法議員ハ三年ヲ一期トシ3年毎ニ全員ヲ改撰ス

### 第6章 議員ノ償給旅費

第147条 聯邦ノ立法議員ハ年々国库ヨリ3千円ノ手当金ヲ受ク又其會議ニ出ツル毎ニ往復旅費ヲ受ク

第147条 (欠落)

### 第7章 議員ノ制限

第148条 聯邦ノ立法議員ハ聯邦行政官ヲ兼ルヲ得ス

### 第8章 立法會議

第149条 聯邦ノ立法會議ハ毎年1回之ヲ為ス其ノ他事ナキニ於テハ10月第1ノ月曜日ニ之ヲ開ク

第150条 議事ノ多少ニ依リ皇帝ハ時々期日ヲ伸縮スルヲ得然レトモ議員過半数ノ同意アルトキハ皇帝ノ命アリト雖モ議會其伸縮ヲ定ム

### 第9章 立法會議開閉集散

第151条 非常ノ事件アリテ會議ヲ要スルトキハ皇帝ハ臨時会ヲ開クコトヲ得

第152条 聯邦會議ノ開閉ハ皇帝之ヲ司ル

第153条 毎年ノ常会ハ皇帝ノ命ナシト雖モ聯邦議員ハ自ラ会シテ議事ヲ為スコトヲ得

第154条 皇帝崩去ノ時ニ在リテハ聯邦議會ハ臨時会ヲ開ク

第155条 現在議員ノ年期已ニ尽クルノ際未タ交代ス可キノ議員ノ撰挙セラレサルノ間ニ於テ皇帝崩スルコトアルキハ前期ノ議員集合シテ新議員ヲ生スルマデ議會ヲ為ス事ヲ得

第156条 立法會議皇帝ノ為ニ解散セラレ皇帝國法ノ通りニ復立セザル時ハ解散セラレタル議會ハ自ラ復会スルヲ得

### 第10章 會議規則

第157条 聯邦立法議案ハ立法院国王俱ニ之ヲ出スコトヲ得

第158条 聯邦立法議會ノ議長ハ立法院ニ於テ議員ヨリ公撰ス

第159条 凡會議ハ議員全数ノ過半数ノ出席ナレハ之ヲ開クコトヲ得 但シ同一事件ニ付再度以上集会ヲ催シタルキハ過半数ノ出席ナシト雖モ議事ヲ為スコトヲ得

- 第160条 特別ニ定メタル規則ナキ事件ノ議事綜テ出席員過半数ノ議ヲ以テ決定ス兩議同数ナルコトアルトキハ議長ノ傾向スル所ニ決ス
- 第161条 聯邦ノ立法會議ハ公ニ傍聴ヲ許ルス其特異ノ時機ニ際シテハ秘密ニスルヲ得

- 第11章 立法院ノ決議ヲ國法トナスニ就テ皇帝ト相關スル規則
- 第162条 聯邦立法院ニテ決定シタル成說ハ皇帝ニ呈シテ承認ヲ得ルヲ必トス
- 第163条 皇帝立法院ノ成議ヲ受取ラハ3日以内ニ必ス其答ヲ為サヘル可ラス若シ其熟考セント要スルコトアラハ其趣ヲ申通シテ20日以内ニ可否ヲ示ス
- 第164条 聯邦立法院ノ決定スル所ニシテ皇帝準許セサルコトアルキハ立法院ヲシテ之ヲ再議セシム立法院之ヲ再議シタルトキハ議員總數過半以上ノ同意アルヲ見レバ更ニ奏シテ必ス之ヲ行フニ定ム

## 第7編 行政權ニ關スル諸則

### 第1章 行政權ニ關スル大則

- 第165条 日本聯邦行政權ハ日本皇帝ニ屬ス
- 第166条 日本聯邦ノ行政府ハ日本皇帝ニ於テ統轄ス
- 第167条 日本聯邦ノ行政權ハ聯邦行政府ニ於テ開施ス
- 第168条 皇帝ノ行政權ヲ行フニ就テハ國家ニ一ノ主相ヲ置キ又諸政ノ類ヲ分テ其各省ヲ設ケ其各主務官ヲ命ス
- 第169条 皇帝ヨリ出ス諸件ノ布告ハ主相ノ名ヲ署シ當該ノ本任長官副署シテ之ヲ發ス執政ノ副署ナキモノハ実行スルノ効ナシ
- 第170条 皇帝ヨリ發スル諸件ノ布告ニ就テハ主相及當該ノ本任長官其責ニ任ス但シ執政ノ副署ナキモノハ執政ハ責ニ任セス

### 第2章 行政官

- 第171条 聯邦行政官ハ皇帝ノ命ニ從フテ其職務ヲ取ル
- 第172条 主相ハ皇帝ニ奏シテ諸省ノ長官ヲ任命スルヲ得
- 第173条 聯邦執政ハ議案ヲ草シテ立法議會ニ提出スルヲ得又議會ニ參スルヲ得決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス
- 第174条 聯邦行政官ハ聯邦立法議員ヲ兼ヌルヲ得ス
- 第175条 聯邦行政官ハ其執行スル政務ニ就キ皇帝並ニ國民ニ對シテ責ニ任ス其執政ノ分テ為セシコトハ當該ノ執政乃チ其責ニ任ス其衆執政分テ為セシコトハ衆執政連帶シテ其責ニ任ゼス
- 第176条 聯邦行政府官タル者職務上ノ罪犯過失ニ就テ彈劾セラレ糾問セラル、間ハ其ノ職ヲ辭スルヲ得ス

### 第3章 行政府

- 第177条 聯邦行政官府ハ每歲國費ニ關スル議案ヲ草シ立法議會ニ出ス
- 第178条 聯邦行政府ハ每歲國費決算書ヲ製シ立法議院ニ報ス

### 第4章 統計局

- 第179条 國家歲出入ノ予算表精算表ハ行政府統計局ニ於テ之ヲ調達ス
- 第180条 統計局ノ長官ハ立法院之ヲ撰任ス
- 第181条 統計局ハ國家ノ出納會計ヲ檢査觀察スルコトヲ得
- 第182条 統計局ハ行政各部ヨリ會計ニ關スル一切ノ書類ヲ捨聚スルコトヲ得

## 第8編 司法權ニ關スル諸規則

### 第1章 司法權ニ關スル大則

- 第183条 聯邦司法權ハ法律ニ定メタル法衙ニ於テ之ヲ實施ス
- 第184条 特別ノ定メナキ民事刑事ノ裁判詞訟ハ司法權ノ管理ニ歸ス



第185条 非常法衙ヲ設ケ非常法官ヲ撰テ臨時ニ司法權ヲ行フコトヲ得ス

第186条 軍人ノ軍律ヲ犯スモノハ其軍ノ裁判所ニ於テ其軍ノ律ニ処ス

## 第2章 法官

第187条 凡ソ聯邦法官ハ立法議院ニ於テ任免ス

第188条 法官ハ俸給アル職任ヲ兼ヌルコトヲ得ス立法議院ヲ兼ヌルコトヲ得ス

## 第3章 法衙

第189条 聯邦法衙ハ憲ニ遵フノ外不羈ニシテ他ノ管轄ヲ受ケス

## 第4章 裁判

第190条 凡ソ裁判ハ理由ヲ附シ所以ヲ明ニス

第191条 民事裁判ハ代言ヲ許ス

第192条 刑事裁判陪審ヲ設ケ弁護人ヲ許ス

第193条 裁判ハ衆人ノ傍聽ヲ許シテ公ケニ之ヲ行フ風俗ヲ害スル事件ニ限りテ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

## 第5章 高等法院

第194条 諸法衙ノ外日本全国ニ一ノ高等法院ヲ置ク

第195条 高等法院ハ執政ノ職務ニ係ル事案ヲ審判ス

第196条 高等法院ハ皇王ニ對スル犯罪聯邦ニ對スル犯罪ノ如キ通常犯罪ノ他ナル非常ノ大犯罪ヲ審明ス

## 第9編 土地

第197条 国家土地ハ全国家ノ共有トス

第198条 国家ノ土地ハ立法院ノ議ニ非ラサレバ一モ動カス事ヲ得ス

第199条 国家ノ土地ハ立法院ノ議ニ非ラレバ之ヲ他国ニ売リ若クハ譲リ若クハ交換シ若クハ抵当ニ入ル、コトヲ得ス

## 第10編 租税

第200条 聯邦ノ租税ハ各州ヨリ課ス其額ハ法律之ヲ定ム

第201条 聯邦ノ租税ハ聯邦立法院ノ議ヲ經ルニ非ザレバ一モ徴収スルヲ得ス

第202条 聯邦ノ租税ハ毎年1回立法院ニ於テ議定ス

## 第11編 国金

第203条 聯邦ノ金錢ハ憲法ニ非レハ之ヲ使用シ之ヲ消費スルヲ得ス

## 第12編 財政

第204条 憲法ニ依ルニ非レ政府ハ国債ヲ起スヲ得ス

第205条 憲法ニ依ラザレバ政府ハ諸債ノニ立ツコトヲ得ス

## 第13編 會計

第205条 毎年一切ノ出納ハ預算表並ニ掲ケテ必ス国家ニ告示ス

## 第14編 甲兵

第206条 国家ノ兵權ハ皇帝ニ在リ

第207条 国家ノ大元帥ハ皇帝ト定ム

第208条 国家ノ將軍ハ皇帝之ヲ撰任ス

第209条 常備兵ハ法律ニ從ヒ皇帝ヨリ民衆中ニ募リテ之ニ応スルモノヲ用ユ

- 第210条 常備軍ヲ監督スルハ皇帝ニ在リ非常ノコトアルニ際シテハ皇帝ハ常備軍ノ外ニ於テ軍兵ヲ募リ志願ニ随フテ之レヲ用フルヲ得
- 第210条 他国ノ兵ハ立法院ノ議ヲ経ルニ非ラサレハ雇使スルヲ得ス 本編初条ニ置ク見込ミ軍兵ハ国憲ヲ護衛スルモノトス

第15編 外国人帰化

- 第212条 日本国ハ外国人ノ帰化ヲ許ス

第16編 特法

- 第213条 内外戦乱アル時ニ限り其地ニ於テハ一時人身自由住居自由言論出版自由集会結社自由等ノ權利ヲ行フカヲ制シ取締ノ規則ヲ立ツルコトアルベシ其時機ヲ終ヘハ必ス直ニ之ヲ廢セサルヲ得ス
- 第215条 戦乱ノ為ニ已ムヲ得ザルコトアレハ相当ノ償ヲ為シテ民人ノ私有ヲ収用シ若クハ之ヲ滅尽シ若クハ之ヲ消費スルコトアルベシ其最モ急ニシテ予メ本人ニ照会シ予メ償ヲ為ス暇ナキトキハ後ニテ其償ヲ為スヲ得
- 第216条 戦乱アルノ場合ニハ其時ニ限り已ムヲ得サルコトノミ法律ヲ置格スルコトアルヘシ

第17編 鉄道電信陸路水利用

- 第217条 新ニ鉄道ヲ造リ電信ヲ架シ陸路ヲ啓キ水利ヲ通スル等ノコトハ通常會議ニ於テ之ヲ議スルヲ得ス立法議院特別ノ會議ヲ以テ之ヲ定ムルヲ得議員過半数ノ同意アルモノハ之ヲ行フコトヲ得

第18編 憲法改正

- 第218条 日本国憲法ヲ添刪改正スルトキハ必ズ立法會議ニ於テ之ヲ定ム
- 第219条 憲法改正ノ議事ハ其日ノ出席議員數如何ニ關スル議員惣數ノ過半数ノ同意ニ非ラサレバ決定スルヲ得ス

附則

- 第220条 日本国憲法施行ノ日ヨリ一切ノ法律條例布告等ノ国權ニ抵触スルモノハ皆之ヲ廢ス

1881 (明治14) 年8月起草稿本

=====

==

参考文献

- 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』（福村出版）
- 武相民権運動百年記念実行委員会編『続憲法を考える』
- 『植木枝盛全集』（岩波書店）
- 『明治文化全集』
- 国立国会図書館憲政資料室所蔵牧野伸顯文書